

付 議 第 5 号

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の
指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第1項、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第1項及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成26年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市春野町芳原2485番地

公益財団法人高知県スポーツ振興財団

3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の 指定について

1 施設の概要

	県民体育館	武道館	弓道場
所在地	高知市棧橋通 2 丁目 1 番 53 号	高知市丸ノ内 1 丁目 8 番 3 号	高知市高埴 12 番 1 号
敷地面積	10,714.08m ²	3,907.00m ²	4,959.64m ²
建築面積等	建築面積：6,094.00m ² 構造等：鉄筋コンクリート造、2 階	建築面積： (本館)1,140.98m ² (分館)498m ² 構造等： (本館)鉄筋コンクリート造、4 階 (分館)鉄骨造、1 階	建築面積：1,630.00m ² 構造等：鉄筋鉄骨コンクリート造、2 階
建築年度	昭和48年	(本館)昭和54年 (分館)昭和56年	平成25年

2 指定管理者の公募

- ・業務内容 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の管理運営業務
- ・公募期間 平成26年 9 月 12 日～10 月 27 日
- ・応募団体 公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- ・選定審査委員会 平成26年11月 6 日

3 指定しようとする団体

- ・団体名称 公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- ・指定実績 平成18年度から平成26年度まで指定管理者

4 指定期間

平成27年 4 月 1 日～平成32年 3 月 31 日

5 管理代行料（委託料）

- ・総額（5年間の額） 550,964千円
- | | | |
|--------|---|----------------|
| 年次別の内訳 | { | 27年度 111,636千円 |
| | | 28年度 110,465千円 |
| | | 29年度 110,530千円 |
| | | 30年度 109,391千円 |
| | | 31年度 108,942千円 |

6 管理運営収支の状況

年度	管理運営費支出（千円）	利用料等収入（千円）	管理代行料（千円）	利用実績（人）			
				県民体育館	武道館	弓道場	合計
23	127,443	34,215	94,500	191,478	88,201	/	279,679
24	88,340	20,339	67,800	72,437	113,616	/	186,053
25	148,818	36,679	105,663	179,765	98,066	13,145	290,976
26	156,004	42,341	113,663				

※ H23～25は決算額、H26は予算額